永平寺町有害鳥獣対策地区協力補助金交付要領

　(趣　旨)

　第１条　永平寺町内の地域における鳥獣被害対策の促進及び育成・強化を図り、鳥獣被害を最小限に食い止めるため、地域の鳥獣被害対策にかかる費用の支援を行うこととし、その交付に関しては、永平寺町補助金等交付規則（平成18年２月13日規則第38号）および永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和2年4月1日告示第62号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

 (補助対象地区)

第２条　補助対象地区は、永平寺町内の地域で、鳥獣被害対策地区リーダー(永平寺町鳥獣被害対策実施隊員)を選出し、鳥獣被害対策地区リーダーを中心に、鳥獣被害対策組織を設置した地区に対して助成する。

(補助率及び補助の範囲)

第３条　本補助金の補助上限額は10万円とする。また、研修や啓発、消耗品にかかる活動(別表1)に対する補助率は10/10以内とし、資機材や委託にかかる活動(別表2)に対する補助率は1/2以内とする。(千円未満切り捨て)

２　永平寺町は、鳥獣被害対策活動にかかる費用のうち、以下に記した費用について補助するものとする。ただし、他の補助事業がある場合は対象外とする。

　　　・鳥獣被害対策に係る研修および啓発にかかる費用

　　　・鳥獣の追払いに係る費用

　　　・鳥獣を寄付けないための対策に係る費用

　　　・その他、町長が認めるもの

(事業交付申請の提出および審査)

第４条　補助対象地区は、永平寺町有害鳥獣対策地区協力補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、補助対象者から提出のあった申請書を協議、審査し結果を通知するものとする。

(事業の中止、変更)

第５条　前条の交付決定通知を受けた後、事業を中止し、又は変更(縮小)しようとするときは、永平寺町有害鳥獣対策地区協力補助金変更交付申請書（様式第２号）を町長に提出するものとする。ただし、軽微な変更(２割以内の変更)である場合は、この限りではない。

２　町長は、補助対象者から提出のあった申請書を協議、審査し結果を通知するものとする。

(事業実績報告の提出および審査)

第６条　補助対象者は、事業が完了したら速やかに永平寺町有害鳥獣対策地区協力補助金交付申請書(様式第３号)および補助金交付請求書(様式第４号)を町長に提出するものとする。

２　町長は、補助対象者から提出のあった実績報告書を協議、審査し、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第７条　町長は、補助金の交付を受けた地区等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(１)　この告示又は補助金の交付条件に違反したとき。

(２)　補助事業の施行が不適当と認められるとき。

(３)　前２号のほか、不正の事実があると判明したとき。

(財産処分の制限)

第８条　補助金の交付を受けた地区等は、補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部又は一部を返還したとき、又は町長が特に認めたときは、この限りでない。

　(その他)

第９

条　この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則　この要領は令和2年４月１日から施行する。

別表１(第３条関係)・・・補助率10/10

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 鳥獣被害対策に係る研修および啓発にかかる費用　　　 | 〇会議、訓練費用お茶代(食事、酒類は除く)、用紙代、トナー代　等〇鳥獣被害対策パンフレットの作成に係る費用　　　　〇講師謝礼　　　　　　　　　　　等(視察研修に行く際の交通費は対象としない) |
| 鳥獣の追払いに係る費用(消耗品) | 〇爆竹、ロケット花火等消耗品費　　　　　　等(ロケット花火の発射に係る資材含む)　　　  |
| その他の経費 | 〇その他、町長が特に必要と認める経費 |

別表２(第３条関係) ・・・補助率1/2

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 鳥獣の追払いに係る費用(備品)　　 | 〇エアガン、電動ガン、ガスガン・・・玩具に限る〇パチンコ(スリングショット)　　　　　　　等 |
| 鳥獣を寄付けないための対策に係る費用 | 〇放任果樹の除去に係る費用(委託料含む) |
| その他の経費 | 〇その他、町長が特に必要と認める経費 |

※別表１(補助率10/10)と別表２(補助率1/2)の分け方として、講師謝礼や消耗品など残らないものは別表１(補助率10/10)とし、エアガン等の資機材や委託料など残るようなものは別表２(補助率1/2)とした